

■暗証取扱規定

1 暗証取扱い

暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、定額郵便貯金（財産形成定額郵便貯金規定、財産形成年金定額郵便貯金規定若しくは財産形成住宅定額郵便貯金規定又は定期受取規定が適用されるものを除きます。以下同じとします。）又は定期郵便貯金（満期一括受取規定が適用されるものを除きます。以下同じとします。）に係る貯金証書（当機構所定のものに限ります。以下同じとします。）又は通帳（株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金の通帳であって、同行のキャッシュカード規定の適用のあるカードの交付を受けた貯金の通帳で、かつ、同規定第5条（機械払）第6項のカードのみによる機械払の取扱いがないものをいいます。以下同じとします。）（第2条第1項、第5条第2項及び第7条第5項において「貯金証書等」といいます。）に係る次に掲げる貯金の払戻しについて、当機構所定の印鑑の照合に加え、郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。以下同じとします。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。

- ① 定額郵便貯金規定第3条（10年が経過した後における貯金等）第2項の払戻し
- ② 定期郵便貯金規定第3条（預入期間が経過した後における貯金等）第2項の払戻し

2 利用の申込み

- (1) このサービスの申込みをしようとするときは、当機構所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、貯金証書等を添えて郵便局等に提出してください。
- (2) 前項の申込みをするときは、端末機にこのサービスに使用しようとする暗証（郵便貯金担保貸付規定第8条（自動貸付けによる貯金担保貸付け）第1項の自動貸付担保貯金（次項において「自動貸付担保貯金」といいます。）については、当該自動貸付担保貯金の預入のある通帳に係る貯金について現に使用している当該貯金の暗証）を入力して届け出てください。
- (3) 自動貸付担保貯金の預入のある通帳について、株式会社ゆうちょ銀行の暗証取扱規定第2条（利用の申込み）第1項による暗証取扱いの申込みがあった場合は、自動貸付担保貯金についてこのサービスの申込みがあったものとし、当該通帳に係る貯金の暗証をもって、当該自動貸付担保貯金のこのサービスに係る暗証として取り扱います。
- (4) 定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預入のある通帳式（1冊につき当機構所定の件数の貯金証書の用紙をつづったものをを用いる様式をいいます。以下同じとします。）の貯金証書について、このサービスの申込みがあった場合は、当該定額郵便貯金又は定期郵便貯金についてこのサービスの申込みがあったものとし、届出の暗証をもって、当該定額郵便貯金又は定期郵便貯金のこのサービスに係る暗証として取り扱います。

3 暗証取扱いによる払戻し等

このサービスによる第1条①及び②の取扱いを受けようとするときは、当機構所定の請求書又は貯金証書の所定の欄（通帳式にあつては、当機構所定の請求書）に記名押印（又は署名）し、郵便局等に提出して（通帳式の貯金証書又は通帳にあつては、当該貯金証書又は通帳を添えて）、端末機に届出の暗証を正確に入力してください。

4 暗証の変更等

- (1) 暗証を変更しようとするときは、預金者は、端末機又は株式会社ゆうちょ銀行の現金自動預払機（以下この項及び第6条において「ATM」といいます。）により届け出てください。この場合、端末機にあつては当機構所定の届書に貯金証書を添えて郵便局等に提出し、かつ、端末機に現に使用している暗証（以下この項において「旧暗証」といいます。）及び新たに使用しようとする暗証（以下この項において「新暗証」といいます。）を入力して、ATMにあつてはATMに通帳式の貯金証書を挿入し、かつ、旧暗証及び新暗証を入力して届け出てください。なお、ATMの種類により通帳式の貯金証書がご利用いただけない場合があります。
- (2) 暗証を失念した場合は、預金者は、当機構所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、貯金証書を添えて郵便局等に提出してください。

5 暗証照合等

- (1) 暗証は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当機構等（当機構、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び簡易局受託者をいいます。以下この項、次条及び第7条第5項において同じとします。）が、当機構所定の印鑑の照合に加え、貯金証書等の磁氣的記録等によって、端末機の操作の際に使用された貯金証書等を当機構又は株式会社ゆうちょ銀行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して第1条①及び②の取扱いをしましたうへは、貯金証書等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があつてもそれにより生じた損害については、当機構等は責任を負いません。

6 端末機又はATMへの誤入力

端末機又はATMの使用に際し、暗証等の誤入力により発生した損害については、当機構等は責任を負いません。

7 利用の廃止等

- (1) このサービスの利用を廃止しようとするときは、当機構所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、貯金証書を添えて郵便局等に提出し、端末機に届出の暗証を正確に入力してください。
- (2) 次の場合には、前項の届出があつたものとして取り扱います。
 - ① このサービスに係る貯金について、全部払戻しの請求があつたとき又は譲渡等による名義書換若しくは転記の請求があつたとき
 - ② このサービスに係る自動貸付担保貯金について、郵便貯金担保貸付規定第14条

(自動貸付けの取扱いの廃止) 第1項の届出があったとき(届出の際、端末機に届出の暗証を正確に入力してください。)

- (3) 自動貸付担保貯金の預入のある通帳について、株式会社ゆうちょ銀行の暗証取扱規定第7条(利用の廃止等)第1項による暗証取扱いの廃止の届出があった場合又は同条第3項により廃止の届出があったものとして取り扱われた場合は、自動貸付担保貯金について第1項の届出があったものとして取り扱います。
- (4) 定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預入のある通帳式の貯金証書について、第1項の届出があった場合は、当該定額郵便貯金又は定期郵便貯金について第1項の届出があったものとして取り扱います。
- (5) 当機構等が、貯金証書等の磁氣的記録等によって、端末機の操作の際に使用された貯金証書等を当機構又は株式会社ゆうちょ銀行が交付したものとして処理し、第1項の届書に使用された印影(又は署名)を通常郵便貯金、定額郵便貯金若しくは定期郵便貯金の届出の印鑑(又は署名鑑)又は貯金証書等の所定の欄の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して、このサービスの利用を廃止しましたうへは、届書又は貯金証書等若しくは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当機構等は責任を負いません。
- (6) 第1項の端末機への暗証入力は、当機構所定の方法に代えることができます。この場合に関する前項の規定の適用については、同項中「相違ないものと認め、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して」とあるのは「相違ないものと認め」と、「貯金証書等若しくは暗証」とあるのは「貯金証書等」とします。

8 規定の適用

このサービスには、本規定のほか、「郵便貯金共通規定」、「定額郵便貯金規定」、「定期郵便貯金規定」及び「郵便貯金担保貸付規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

9 規定の改定

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この規定は、平成19年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 30 日から実施します。